

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5465460号  
(P5465460)

(45) 発行日 平成26年4月9日(2014.4.9)

(24) 登録日 平成26年1月31日(2014.1.31)

(51) Int.Cl. F 1  
E O 4 H 1/02 (2006.01) E O 4 H 1/02

請求項の数 3 (全 21 頁)

(21) 出願番号	特願2009-106592 (P2009-106592)	(73) 特許権者	303046244 旭化成ホームズ株式会社 東京都新宿区西新宿一丁目2 4 番 1 号
(22) 出願日	平成21年4月24日(2009.4.24)	(74) 代理人	100088155 弁理士 長谷川 芳樹
(65) 公開番号	特開2010-255294 (P2010-255294A)	(74) 代理人	100128381 弁理士 清水 義憲
(43) 公開日	平成22年11月11日(2010.11.11)	(74) 代理人	100133307 弁理士 西本 博之
審査請求日	平成24年4月9日(2012.4.9)	(72) 発明者	杉原 香菜 東京都新宿区西新宿2丁目3番1号 旭化成ホームズ株式会社内
		(72) 発明者	黒木 美博 東京都新宿区西新宿2丁目3番1号 旭化成ホームズ株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 住宅

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

テーブル及び椅子が配置された居室空間と、  
前記居室空間に隣接し、且つシンクを有するキッチンセットが配置された台所と、  
前記居室空間に隣接し、且つ前記居室空間よりも高い床を有すると共に、前記居室空間に面する側を除いて壁で囲まれた床上げ空間と、を備え、  
前記居室空間と前記床上げ空間との境界面には、前記台所内で前記シンクに対面して立つ家事主体者が前記床上げ空間を見通すことができる開放領域が形成されていると共に、  
前記居室空間と前記床上げ空間との境界面の一部を区画する衝立が設置されており、  
前記衝立は、複数の起立板及び水平板の組み合わせによって格子状に構成されて複数段の柵を備えており、前記複数段の柵の一部は背板を有していることを特徴とする住宅。

10

【請求項 2】

前記柵は、最上段を除いて背板を有し、該最上段の柵を構成する水平板は前記床上げ空間の床より高いことを特徴とする請求項 1 記載の住宅。

【請求項 3】

前記床上げ空間には、利用者が前記居室空間側に背を向けて着座可能な掘り込み式の座卓部が設けられていることを特徴とする請求項 1 または 2 記載の住宅。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

20

本発明は、成長期にある子供を含む家族の居住に適した住宅に関するものである。

【背景技術】

【0002】

従来より、畳コーナーあるいは和室コーナーと呼ばれる、畳が敷設された開放的な空間が、LDKに面して設けられることがあった。このような空間は、家族の団欒、客の宿泊、アイロンがけ等の家事などに使用される。さらに、親への依存度の高い子供、例えば、乳幼児、または小学生などの学齢児童を持つ家庭では、乳幼児の昼寝や遊びの場、学齢児童の学習の場等としても使用される。この空間にはその時々用途に応じて種々雑多なものを持ち込まれる。

【0003】

一方で、このような子供を持つ家庭の主婦（母親）は、日中に同世代の主婦層の友人を招いて歓談・食事等をする事が多く、このような歓談の場として主に食堂に置かれた食卓セット（食卓テーブルと椅子のセット）が使用される傾向にある。

【0004】

畳コーナーが設けられた住宅として、例えば、特許文献1には、キッチン・ダイニングルームとは離隔され、リビングルームに面して開口した畳コーナーが設けられた住宅が記載されている。また、特許文献2には、畳コーナーがキッチンとダイニングルームに面する二面が開口した状態で設けられている住宅が記載されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0005】

【特許文献1】特開2000-328796号公報

【特許文献2】特開2002-097801号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

しかしながら、特許文献1や特許文献2に記載された住宅の場合、子供の心理（気持ち）には配慮されておらず、畳コーナーに子供を集めるように仕向けるレイアウトにはなっていないため、子供は室内で自由に居場所を見つけ、好き勝手に散らかしてしまい、リビングルームやダイニングルームなどの居室空間までも散らかってしまい後片づけが非常に面倒になるという問題があった。さらに、特許文献1に記載の住宅では、キッチン（台所）で作業をしながら、畳コーナーで学習する子供に話しかけることや、昼寝等をする乳幼児の様子を伺うことができないという問題があった。

【0007】

本発明は、以上の課題を解決することを目的としており、子供の居場所を固定化して、子供が物を散らかす場所や飲食などによって汚す場所を固定化して居室空間の散らかりや汚れを効果的に防止し、さらに、家事主体者が、台所での家事をしながら、子供に対して目を行き届かせ易くなる住宅を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0008】

本発明に係る住宅は、テーブル及び椅子が配置された居室空間と、居室空間に隣接し、且つシンクを有するキッチンセットが配置された台所と、居室空間に隣接し、且つ居室空間よりも高い床を有すると共に、居室空間に面する側を除いて壁で囲まれた床上げ空間と、を備え、居室空間と床上げ空間との境界面には、台所内でシンクに対面して立つ家事主体者が床上げ空間を見通すことができる開放領域が形成されていると共に、居室空間と床上げ空間との境界面の一部を区画する衝立が設置されており、衝立は、複数の起立板及び水平板の組み合わせによって格子状に構成されて複数段の柵を備えており、複数段の柵の一部は背板を有していることを特徴とする。

【0009】

本発明に係る床上げ空間は、居室空間に面する側を除いて壁で囲まれており、例えば、

10

20

30

40

50

家族の構成員である子供や、客の連れてきた子供などが好んで籠る閉鎖的な空間となっている。従って、子供の居場所が固定化され、遊び道具や勉強道具で散らかる場所、飲食によって汚れる場所も固定化される。その結果として、居室空間の散らかりや汚れを効果的に防止できる。

さらに、居室空間と床上げ空間との境界面には、台所内でシンクに対面して立つ家事主体者が床上げ空間を見通すことができる開放領域が形成されているため、家事主体者が台所で家事をしながら床上げコーナーにいる子供の様子を伺うことや子供に話しかけることが容易にできる。さらに、床上げ空間の床が居室空間の床よりも高いので、例えば、床に寝かせている乳児の様子も伺いやすい。その結果として、家事主体者が台所で家事をしながら子供に対して目を行き届かせ易くなる。

10

#### 【0010】

さらに、居室空間と床上げ空間との境界には、開放領域を確保すると共に、居室空間と床上げ空間との境界面の一部を区画する衝立が設置されていると好適である。子供を集めるように仕向けられた床上げ空間は、子供によって散らかされたり、汚されたりし易いと想定できる。居室空間には居住者の他に訪問客を招き入れる可能性もあり、寝具、玩具、勉強道具または家事道具等で散らかった状態にある床上げ空間が居室空間から目に付き易くなってしまう。上記構成によれば、居室空間からの視線を衝立で遮断できるので、床上げ空間が散らかっていたとしても目に付き難くなり、咄嗟の来客時にもあわてて床上げ空間を片づける必要がなくなり、家事主体者の負担が軽減される。さらに、衝立を設置することで、例えば、乳幼児の勝手な移動を規制できて安心である。

20

#### 【0011】

さらに、棚は、最上段を除いて背板を有し、該最上段の棚を構成する水平板は床上げ空間の床より高いと好適である。また、床上げ空間には、利用者が居室空間側に背を向けて着座可能な掘り込み式の座卓部が設けられていると好適である。学齢児童などの利用者が座卓部に着座して勉強している最中に、来客があったとしても、利用者は居室空間側に背を向けるように着座しているので、利用者の注意力が散漫になり難い。

#### 【発明の効果】

#### 【0012】

本発明によれば、居室空間の散らかりや汚れを効果的に防止し、さらに、家事主体者が

30

#### 【図面の簡単な説明】

#### 【0013】

【図1】本発明の実施形態に係る住宅の1階平面図である。

【図2】本発明の実施形態に係る住宅の2階平面図である。

【図3】床上げコーナーを居間・食堂側から見た正面図である。

【図4】図3のI V - I V線に沿った断面図である。

【図5】床上げコーナーの平面図である。

【図6】床上げコーナーの斜視図である。

【図7】床上げコーナーの利用者が、居間・食堂に背を向けて座卓に着座している状態を示す図であり、(a)は南側から見た状態を示す説明図であり、(b)は西側から見た状態を示す説明図である。

40

【図8】台所のシンクに対面するように立って家事を行う家事主体者の視界を模式的に示し、特に、床上げコーナーの見通し状態を示す説明図である。

【図9】床上げコーナーの畳敷き部分及び座卓部分の拡大断面図である。

【図10】第1の実施形態に係る座卓部分の座卓の収納状態を示し、(a)は平面図、(b)は(a)のb - b線に沿った断面図である。

【図11】第1の実施形態に係る座卓部分の座卓の使用状態を示し、(a)は平面図、(b)は(a)のb - b線に沿った断面図である。

【図12】第1の実施形態に係る箱部材を示す斜視図である。

50

【図13】第2の実施形態に係る座卓部分の座卓の使用状態を示し、(a)は平面図、(b)は(a)のb-b線に沿った断面図である。

【図14】第2の実施形態に係る箱部材を示す斜視図である。

【図15】ロッカールームに配置された共用ロッカー及び個人用ロッカーの正面図である。

【図16】個人用ロッカーの開放した状態を示す正面図である。

【図17】図16のXV I I - X V I I線に沿った断面図である。

【発明を実施するための形態】

【0014】

以下、本発明の好適な実施形態について図面を参照しながら説明する。

10

図1及び図2に示されるように、住宅Aは、305mmの平面モジュールを有する2階建ての工業化住宅の規格に則って計画されたものである。

【0015】

住宅Aは、矩形状であり、西側が道路Bに接し、他の3方向は隣地Cに接した矩形状の敷地D内に建造されている。敷地Dの北西の角部分には、玄関ポーチEaが設けられたアプローチEが配置されている。また、敷地Dの南側隣地寄りの領域には芝生や樹木が植栽されてウッドデッキFaが設置された庭Fが配置され、南西位置の道路に隣接した位置には縦列形式のカーポートGが配置されている。

【0016】

住宅Aは、外周壁1に囲まれた矩形状の2階建て建物であり、建物の最上部には屋根構造が設けられている。住宅Aは、現在の標準的な家族構成である、夫婦と二人の子供とからなる4人家族を想定した間取りになっている。すなわち、本実施形態に係る居住者は、夫婦及び子供二人の計4人の家族構成員(以下、「家族」という)からなる。なお、居住者については、設計段階で想定された家族の人数が対応しており、例えば、子供一人の夫婦の場合には居住者の人数は三人であり、また、夫婦の親が同居する場合には、その親も家族として居住者の人数に含められる。

20

【0017】

住宅Aの1階は、来客時に客を招き入れることが想定されるパブリックな空間であるが、実際の来客時には、客の使用を許容する空間と家族専用の空間とに明確に区分されるように構成されている。一方で、住宅Aの2階(図2参照)は家族のプライベートな空間であり、夫婦の主寝室Aa、主寝室Aaに連続したウォークインクローゼットAb、子供部屋Ac、トイレAd等が配置され、また外部にはベランダAeが設けられている。

30

[住宅の1階の全体構成]

【0018】

住宅Aの1階(図1参照)には、玄関3、玄関ホール5、パウダールーム7、居間・食堂(居室空間)9、床上げコーナー(床上げ空間)11、台所13、ロッカールーム15、家族用水回り空間17及び階段室19が形成されている。玄関3、玄関ホール5、パウダールーム7、居間・食堂9及び床上げコーナー11は、客の使用を許容する空間であり、台所13、ロッカールーム15、家族用水回り空間17及び階段室19は家族専用の空間である。

40

(玄関)

【0019】

玄関3は、1階の北西の角部に配置されている。玄関3は、外周壁1によって屋外(外部)に設けられた玄関ポーチEaと区画されている。外周壁1には、玄関ドア2が設けられており、玄関3は、玄関ドア2によって玄関ポーチEaと出入り可能に連絡している。玄関3の床3aは、玄関ポーチEaの床と連続しており、タイル等の土足歩行可能な床材で仕上げられた土間を形成する。

(玄関ホール)

【0020】

玄関ホール5は、玄関3、居間・食堂9、及びパウダールーム7の相互移動の際に必ず

50

經由するハブ的な空間である。玄関ホール5は玄関3の土間を形成する床3aよりも高さの高い床5aを有する。玄関ホール5と玄関3との間には、間仕切壁等の仕切りは無く、玄関ホール5と玄関3とは連続した一体の空間を構成する。また、玄関ホール5は居間・食堂9にも隣接するが、玄関ホール5と居間・食堂9とは、親子形式の建具(出入口部)6aを備えた間仕切壁6で仕切られている。親子形式の建具6aは、戸の大きさが違う両開き戸からなり、建具6aを介して玄関ホール5と居間・食堂9とは出入り可能に構成されている。

(パウダールーム)

【0021】

パウダールーム7は、玄関ホール5に出入り可能に隣接している。パウダールーム7は、個室空間と開放空間とに区分され、個室空間には、トイレ7aが設けられている。トイレ7aには、来客時に専ら客が使用することを想定した便器7bが備え付けられている。トイレ7aは、片引形式の建具8aを有する間仕切壁8によって開放空間から区画されている。

10

【0022】

開放空間には、外周壁1の壁面に沿うように鏡付の洗面化粧台7cが設置されている。また、開放空間には、洗面化粧台7cに対向するように、両開き形式の収納建具7dが設けられている。収納建具7dの内部には、ハンガーパイプ7gを備えたクローク収納7fが設けられている。パウダールーム7は、玄関3から見通しがきかない位置、特にトイレ7aへの出入りが見通せない位置に配置されている。なお、洗面化粧台7cは個室空間であるトイレ7aの内部に配置するようにしてもよい。

20

【0023】

パウダールーム7は、玄関ホール5に出入り可能に隣接しており、日中に訪問して宿泊せず退出する客、例えば、主婦(母親)が近所つきあいしている知人や比較的近い場所に居住する友人等の訪問客が主体的に利用できるようにレイアウトされている。従って、訪問客は、コート類や上着を収納するため、または手洗いや化粧直しのために玄関3から玄関ホール5を通して直接パウダールーム7に進入することができる。さらに、玄関ホール5は居間・食堂9にも出入り可能に隣接しているため、パウダールーム7で用事を済ませた訪問客は、パウダールーム7から玄関ホール5を通して居間・食堂9に直接入り、住宅Aの居住者と歓談などを行うことができる。従って、訪問客は、家族専用の空間に進入することなく、手洗い、化粧直し、コート類の収納等のために玄関3または居間・食堂9から玄関ホール5を経由してパウダールーム7に出入りすることができる。

30

(居間・食堂)

【0024】

居間・食堂(「リビングダイニング」ともいう)9は、居間9aと食堂9bとを兼ねた空間であり、南側の庭Fに面した外周壁1に大型窓21を備えた略矩形をなしている。西寄りの領域はソファ形式のテーブル23aと椅子23bとからなるソファセット23やテレビ25などが置かれた居間9aである。また、東寄りの領域はテーブル27aと6脚の椅子27bとからなる食卓セット27が置かれた食堂9bのスペースである。食堂9bの東側には、床上げコーナー11が隣接し、食堂9bと床上げコーナー11との境界には、移動可能な衝立家具29が設置されている。居間・食堂9の間口(南北方向の寸法)は壁心寸法で3660mm(内法の寸法で凡そ3500~3550mm)である。

40

【0025】

居間・食堂9は、家族の団樂の場、テレビ鑑賞の場、食事の場としての居室空間として使用されるほか、来客時には接客空間としても使用される。特に主婦(母親)の友人が訪れた際には、専ら食卓セット27の椅子27aに腰掛けて、あるいは隣接する台所13との境界に配置されたキッチンセット31を囲み、一緒に食事やお茶の準備をしながら歓談等がなされる。なお、本実施形態では、居室空間として居間・食堂(リビングダイニング)を例に説明するが、居室空間としては居間(リビング)のみ、または食堂(ダイニング)のみからなる空間であってもよい。

50

( 床上げコーナー )

【 0 0 2 6 】

床上げコーナー 1 1 は、居間・食堂 9 の東側に隣接して配置された略矩形の空間である。床上げコーナー 1 1 の間口は壁心寸法で 3 0 5 0 mm ( 内法の寸法で凡そ 2 9 2 8 mm )、奥行 ( 東西方向の寸法 ) は壁心で 1 8 3 0 mm ( 框も含めた床の有効寸法でも凡そ 1 8 3 0 mm ) である。

【 0 0 2 7 】

床上げコーナー 1 1 と居間・食堂 9 との境界には間仕切壁はない。また、居間・食堂 9 に面する側を除く三面は外周壁 1 または間仕切壁 3 3 で外部空間または室内の他の空間と区画されている。その結果、床上げコーナー 1 1 は、居間・食堂 9 の面する側を除いて閉鎖された空間を形成する。

10

【 0 0 2 8 】

図 3 ~ 図 7 に示されるように、床上げコーナー 1 1 の床 ( 以下「高床」という ) 1 1 a は、居間・食堂 9 等、他の居室の床 ( 以下「標準床」という ) F L に比べてレベルの高い位置に設けられている。この高床 1 1 a は、標準床 F L と同レベルの床 ( 以下「基礎床」という ) 1 1 b を構築したのちに、その基礎床 1 1 b の上に構築される。高床 1 1 a と標準床 F L ( 基礎床 1 1 b ) との高低差は 4 0 0 mm であり、例えば、居間・食堂 9 側に足を下ろして腰かけてちょうどよい高さ、または居間・食堂 9 に置いた椅子 2 7 b の座面とほぼ同じ高さになるように設定されている。

【 0 0 2 9 】

20

床上げコーナー 1 1 の高床 1 1 a には、居間・食堂 9 に面する側に畳敷き部分 3 5 が設けられ、居間・食堂 9 から遠い側に座卓部分 3 7 が設けられている。座卓部分 3 7 には、床上げコーナー 1 1 の利用者 P が居間・食堂 9 側に背を向けて着座可能な掘り込み式の座卓 3 9 が設けられている ( 図 6 及び図 7 参照 ) 。

【 0 0 3 0 】

床上げコーナー 1 1 と居間・食堂 9 との境界面 B f には、固定された間仕切壁などはなく、台所 1 3 などから見通しが利く開放領域 S a が形成されている。なお、床上げコーナー 1 1 と居間・食堂 9 との境界には、床上げコーナー 1 1 と居間・食堂 9 との境界面 B f の一部を区画して、視界の一部を遮る衝立家具 2 9 が設置されている。しかしながら、この衝立家具 2 9 は、台所 1 3 から床上げコーナー 1 1 を見る場合の視界を完全に遮っているわけではなく、開放領域 S a を確保しつつ、部分的に遮っているに過ぎない。

30

( 台所 )

【 0 0 3 1 】

図 1 に示されるように、居間・食堂 9 の食堂 9 b の北側には、食堂 9 b に面するように東西に長い長方形の台所 1 3 が配置されている。台所 1 3 と食堂 9 b との境界には間仕切壁はなく、開放された状態となっている。この境界に沿うようにしてペニンシュラ型のキッチンセット 3 1 が設置されており、キッチンセット 3 1 によって台所 1 3 と食堂 9 b との区画がなされている。キッチンセット 3 1 は、シンク 3 1 a やガス台 3 1 b などを備えて構成されている。

【 0 0 3 2 】

40

台所 1 3 は、北側の家族用水回り空間 1 7 との間を間仕切壁 4 1 によって区画されており、間仕切壁 4 1 に沿って食器棚 1 3 a、冷蔵庫 1 3 b 等が設置されている。台所 1 3 の奥にはパントリー ( 食品庫 ) 4 3 が配置されている。

【 0 0 3 3 】

台所 1 3 で作業 ( 家事 ) を行う家事主体者、例えば料理を行う主婦 ( 母親 ) にとって、台所 1 3 での家事の中心場所 C p は、キッチンセット 3 1 のシンク 3 1 a に対面するように立つ場所である。この中心場所 C p に立つ家事主体者は、食堂 9 b 側を向いて家事を行うことになる。その際に、家事主体者は、床上げコーナー 1 1 と居間・食堂 9 との境界面 B f に形成された開放領域 S a を介して床上げコーナー 1 1 を見通すことができる ( 図 8 参照 ) 。すなわち、本実施形態に係る台所 1 3 は、シンク 3 1 a に対面するように立った

50

家事主体者が、居間・食堂 9 とともに床上げコーナー 1 1 を見通せるようにレイアウトされている。なお、図 8 は、台所 1 3 の中心場所 C p に立って家事を行う家事主体者の視界を想定し、家事主体者からの床上げコーナー 1 1 の見通し状態を示す図である。

【 0 0 3 4 】

なお、本実施形態に係るキッチンセット 3 1 はペニンシュラ型であるがアイランド型などでもよく、また、壁付型（シンク 3 1 a 前に立った際に床上げコーナー 1 1 に背を向ける構成）で、振り返って床上げコーナー 1 1 が見通せるように構成することもできる。

（ロッカールーム）

【 0 0 3 5 】

ロッカールーム 1 5 は、玄関 3 に出入り可能に隣接しており、玄関 3 とは片開き形式の建具 4 5 a を備えた間仕切壁 4 5 によって区画されている。また、ロッカールーム 1 5 の玄関 3 側の一部の床は玄関 3 の土間 3 a と連続するように一段低くした仕上げになっている。土間 3 a と連続する一部の床を形成することで、家族の靴の脱ぎ履きはロッカールーム 1 5 の内部で行うように仕向けることができる。

10

【 0 0 3 6 】

ロッカールーム 1 5 は、玄関 3 と相対する北寄りの位置で家族用水回り空間 1 7 及び階段室 1 9 に隣接してつながっている。ロッカールーム 1 5 と家族用水回り空間 1 7 は、片引き形式の建具 4 7 a を備えた間仕切壁 4 7 によって区画され、ロッカールーム 1 5 と階段室 1 9 とは、片引き形式の建具 4 8 a を備えた間仕切壁 4 8 によって区画されている。

20

【 0 0 3 7 】

ロッカールーム 1 5 には、北側の外周壁 1 に沿って共用ロッカー 4 9 が備え付けられ、さらに、共用ロッカー 4 9 の隣りに家族の人数に対応した数の個人用ロッカー 5 1 が備え付けられている。また、個人用ロッカー 5 1 に向かって後側、具体的には、ロッカールーム 1 5 と階段室 1 9 とを区画する間仕切壁 4 8 側には、間仕切壁 4 8 に沿って多目的に使用できる収納棚 5 3 が設けられている。個人用ロッカー 5 1 の高さは 1 8 5 0 mm でありその上部には採光や通風のための、開閉自在な高窓 5 5 と嵌め殺しの天窗 5 7（図 2 参照）が設けられている。

（家族用水回り空間）

【 0 0 3 8 】

家族用水回り空間 1 7 は、ロッカールーム 1 5 及び台所 1 3 に隣接して設けられている。家族用水回り空間 1 7 には、内部に洗面化粧台 5 9、洗濯機置き場 6 1 等を備えた洗面所 1 7 a と、洗面所 1 7 a に出入り可能に隣接する浴室 1 7 b とが設けられている。本実施形態では、家族用水回り空間 1 7 とは別に、上述のパウダールーム 7 を設けており、パウダールーム 7 には、日帰り客や数時間程度しか滞在しないような近隣の客などの訪問客が行う行為に必要な装備、具体的には、訪問客の使用を想定した便器 7 b と鏡付の洗面化粧台 7 c とが整っている。従って、訪問客が手洗いや化粧直しを行いたいと思った場合にもパウダールーム 7 に案内すれば足りるので、家族用水回り空間 1 7 に導く必要はない。

30

（階段室）

【 0 0 3 9 】

階段室 1 9 は、ロッカールーム 1 5、玄関ホール 5、居間・食堂 9 及び台所 1 3 に囲まれるようにして配置されている。階段室 1 9 には、2 階への昇降のための U ターン形式の階段 6 3 が設けられている。

40

【 0 0 4 0 】

階段 6 3 への昇降のための昇降口 1 9 a と隣接する台所 1 3 との間には間仕切壁はなく、また、昇降口 1 9 a と居間・食堂 9 との間にも間仕切壁はない。一方で、昇降口 1 9 a とロッカールーム 1 5 との間には、片引戸形式の建具 4 8 a を有する間仕切壁 4 8 が設けられているが、建具 4 8 a を開放しておくことによって、台所 1 3 の西寄りの位置 W p からロッカールーム 1 5 を見通すことができる。台所 1 3 の西寄りの位置 W p は、ロッカールーム 1 5 を見通し可能な領域である。台所 1 3 にロッカールーム 1 5 を見通し可能な領域 W p を設けることで、台所 1 3 で主体的に家事を行う家事主体者、例えば主婦（母親）

50

がロッカールーム 15 内の様子を伺うことができる。

(住宅の作用・効果)

【0041】

以上、本実施形態に係る住宅 A によれば、玄関 3 にロッカールーム 15 が出入り可能に隣接し、ロッカールーム 15 に家族用水回り空間 17 が出入り可能に隣接するので、玄関 3 から入ってきた家族は、居間・食堂 9 を經由することなく、ロッカールーム 15 を經由して家族用水回り空間 17 まで移動することができる。従って、身体や衣類が汚れた状態で帰宅した家族を、手洗い、うがい、入浴、着替え等の行為のために家族用水回り空間 17 まで容易に導くことができ、玄関ホール 5、パウダールーム 7 及び居間・食堂 9 をきれいに保つことができる。さらに、玄関 3 から家族用水回り空間 17 に行く途中でロッカールーム 15 に導くことができるので、居間・食堂 9 に持ち物を持ち込みそのまま放置されることを防止できる。

10

【0042】

さらに、ロッカールーム 15 は、家族の人数に対応した数の個人用ロッカー 51 を有するので、家族それぞれに専用のロッカーを割り当てることができ、各構成員、特に子供などに整理整頓に対する責任感を植え付ける上で有効である。また、ロッカールーム 15 は台所 13 に出入り可能に隣接し、台所 13 には、ロッカールーム 15 を見通し可能な領域 Wp が設けられているので、家族間の外出時間や帰宅時間のずれが大きな家庭、例えば子育て家庭であっても、台所 13 で家事主体者が、家事の中心となる台所 13 から家族の外出や帰宅に気づき、整理整頓についての的確に注意、指導あるいは助言を与えやすくなる。

20

【0043】

さらに、ロッカールーム 15 を設けることにより、室内のあちこちに物が放置されることが防止でき室内全体が片付いた状態を保つことができる。

【0044】

さらに、床上げコーナー 11 は、居間・食堂 9 に面する側を除いて壁で囲まれており、例えば、家族である子供や、客の連れてきた子供などが好んで籠る閉鎖的な空間となっている。従って、子供の居場所が固定化され、遊び道具や勉強道具で散らかる場所、飲食によって汚れる場所も固定化される。その結果として、居間・食堂 9 が散らかったり汚れたりすることを防止できる。

【0045】

さらに、パウダールーム 7 には、日帰り客や近隣の客などが数時間の滞在中に行う行為に必要な装備が整っており、パウダールームは玄関ホール 5 に出入り可能に隣接しているので、客には見せたくない家族専用の空間(ロッカールーム 15 や家族用水回り空間 17)に客を招き入れたり、客を通行させたりしなくても手洗いや化粧直しといった簡単な用事に対応できる。従って、主婦(母親)等は、客が入り込まない家族専用の空間に優先して、居間・食堂 9 の美観の維持や回復に努めることができる。

30

【0046】

また、外出時や帰宅時の片付けに対する親の補助や指導は子育て期の必須条件だが、例えば、玄関クローゼットなどが台所から離れ、わざわざ玄関クローゼットまで行かなければ片付け状態を確認できないのであれば、台所での家事主体者がタイムリーに片付けの補助や指導を行うことができず、結局子供の外出や帰宅の前後で母親が片付けることになり負荷が大きい。本実施形態では、家事の中心となる台所 13 が、家族が移動する際の主要な経路空間であるロッカールーム 15 及び階段室 19 に近く、特に、台所 13 には、ロッカールーム 15 を見通し可能な領域 Wp が設けられているので、主婦(母親)は、台所 13 で家事をしながら、帰宅、外出、あるいは室内を移動する家族に対して声をかけやすく、さらに、家事主体者が個人用ロッカー 51 の整理整頓状況を確認しやすくなり、家族に対し整理整頓について指導や補助をタイムリーに与えやすくなる。

40

【0047】

さらに、台所 13 で家事を行う家事主体者は、シンク 31a に対面して立った際に床上げコーナー 11 を見通すことができる。従って、床上げコーナー 11 にいる子供の様子が

50

家事主体者の目に自然に入るようになり、その様子を伺いやすくなり、また、子供に話しかけることも簡単にできる。また、床上げコーナー 1 1 は高床 1 1 a であり、台所 1 3 や居間・食堂 9 よりも高いので、床上げコーナー 1 1 の高床 1 1 a に乳児を寝かせている場合にも、乳児の様子も伺いやすい。

【 0 0 4 8 】

また、床上げコーナー 1 1 と台所 1 3 の境界には、床上げコーナー 1 1 に対する居間・食堂 9 からの視線を遮断し、台所 1 3 での主たる作業位置（中心場所）C p からの視線は遮断しない位置に衝立家具 2 9 を配置している。衝立家具 2 9 を配置することによって、床上げコーナー 1 1 が散らかっていたとしてもそれが居間・食堂 9 側から目に付き難くなり、咄嗟の来客時にもあわてて片付けをする必要がない。また、衝立家具 2 9 によって例

10

【 0 0 4 9 】

また、床上げコーナー 1 1 には、利用者 P、例えば、学齢児童などは居間・食堂 9 に背を向けるように着座できる座卓 3 9 が設けられているので、学習中に来客があったとしても子供の注意力が散漫になり難い。

【 0 0 5 0 】

また、家族は、ロッカールーム 1 5 を経由することにより、玄関ホール 5、パウダールーム 7、居間・食堂 9 を経由せずに、台所 1 3、家族用水回り空間 1 7、階段室 1 9 に移動可能である。従って、来訪した客が居間・食堂 9 にいる場合であっても、家族は客の前を通過することなく自由に移動（帰宅、外出、水回り空間への出入り、2 階への移動）す

20

【 0 0 5 1 】

また、ロッカールーム 1 5 に隣接して家族用水回り空間 1 7 が設けられているので、家族が身体や衣類が汚れた状態で帰宅した場合などに、手洗い、うがい、入浴、着替え等の行為に容易に導くことができ、室内をきれいに保つことができる。

[ 床上げコーナー及び座卓の詳細 ]

【 0 0 5 2 】

次に、床上げコーナー 1 1 について、図 3 ~ 図 5 及び図 9 ~ 図 1 2 を参照してさらに詳しく説明する。上述のように、床上げコーナー 1 1 は、居間・食堂 9 や台所 1 3 などの標準床 F L に比べて高い位置にある、すなわちレベルの高い高床 1 1 a を有し、高床 1 1 a には座卓部分 3 7 と畳敷き部分 3 5 とが設けられている。畳敷き部分 3 5 には、長手方向を 4 等分し短手方向を 2 等分する大きさに分割された計 8 枚の畳 3 5 a , 3 5 b が敷かれている。これら複数の畳 3 5 a , 3 5 b のうち、居間・食堂 9 から床上げコーナー 1 1 への出入り口部分に設置された畳 3 5 b を除けば、全て取り外し可能な畳 3 5 a である。

30

【 0 0 5 3 】

高床 1 1 a と標準床 F L との段差部は框（かまち）3 5 c によって見切られ、すなわち畳 3 5 a は、框 3 5 c に意匠的にきれい納められている。ただし出入り口部分に設置された畳 3 5 b のみは、框 3 5 d と一体化され、框 3 5 d の突出部を手がかりとして持ち上げると蝶番（不図示）を支点にして跳ね上がるように構成されている。さらに、畳 3 5 b には、跳ね上げた状態を維持する為のストッパー（不図示）が設けられている。

40

【 0 0 5 4 】

取り外し可能な畳 3 5 a の裏面は合板 3 5 e（図 9 参照）で裏打ちされており、反転して敷設することが可能で、用途に応じて畳敷きから板敷きに変更することができる。例えば、子供が食事をしたり、工作やお絵描きをしたりする場合には合板 3 5 e が表面になるように反転させておくと畳 3 5 a が汚れる心配がない。

【 0 0 5 5 】

畳敷き部分 3 5 の下方には畳 3 5 a の 2 枚分の大きさ（畳敷き部分 3 5 を 4 等分する大きさ）の長方形の床下収納 6 5 が 4 つ形成されている。各床下収納 6 5 は、4 枚の側板 6 5 a を基礎床 1 1 b 面に起立させて構成されている。床下収納 6 5 の内部にはスノコが敷かれ、来客用あるいは子供の昼寝用の布団の収納として使用できるように構成されている

50

。豊35aは側板65aの上端部及び側板65aに着脱自在に架け渡された力根太65bで支持される。

【0056】

床上げコーナー11の出入り口部分、具体的には、北側(台所13側)寄りの段差部には、可動踏み台67(図4参照)の収納および引き出しが自在となるような開口35gが形成されている。

【0057】

可動踏み台67は、矩形のボックス型であり、踏み板となる天板67aと、四隅にローラが設けられた底板67bと、を有する。可動踏み台67は、高床11aの下方である基礎床11b(収納位置)と居間・食堂9の標準床FL(引き出し位置)との間で出し入れされる。可動踏み台67の天板67aの高さは、高床11aのレベルよりも低くなっており、引き出された際には、床上げコーナー11への出入りを楽に、且つ安全に行える階段として機能する。一方で、高床11aの下の空間を有効利用して収納できるのでスペースの有効活用に有効である。

【0058】

座卓部分37は、床上げコーナー11の居間・食堂9と対向する東側の外周壁1に沿った位置に設けられている。座卓部分37には、床上げコーナー11の高床11aに平面視で縦長形状、具体的には、一直線状に延在する矩形状に形成された掘り込み部70(図4及び図9参照)が形成されている。掘り込み部70は、基礎床11b上の所定のエリアを矩形の領域を囲むように、四枚の側板70aを基礎床11b上に起立させて形成されている。座卓部分37では、掘り込み部70に足を差し入れることで、外周壁1の壁面に対面するように着座できるようになっており、その結果として、床上げコーナー11の利用者Pは、居間・食堂9側に背を向けて着座できるようになっている。なお、掘り込み部70の奥行きは凡そ500mmに設定されている。

【0059】

掘り込み部70には、高床11aの床面から所定の高さ、例えば、300mm程度の高さだけ離れた座卓面39a(図11参照)を有する座卓39が設置される。座卓面39aを300mm程度の高さとすることにより、利用者Pが掘り込み部70内に足を差し入れるには十分なスペースを確保できる。座卓39は、座卓面39aを形成する板部材71と、脚部を形成する複数の箱部材73とからなり、複数の箱部材73は、掘り込み部70内に収納可能である(図10参照)。なお、本実施形態では、三個の箱部材73によって座卓39の脚部が構成され、三個の箱部材73は、掘り込み部70の内部で横倒しにされ、縦に並んだ状態で収納される。

【0060】

三個の箱部材73を納めた状態において、掘り込み部70の上端には、座卓面39aを構成する板部材71が上方から嵌め込まれる。掘り込み部70の側板70aの上部には、板部材71の板厚に対応した切り欠きが形成されている。この切り欠きは、板部材掛止部70b(図9参照)である。板部材71は、掘り込み部70の板部材掛止部70bで支持され、掘り込み部70を塞ぐ。すなわち、板部材71は、掘り込み部70の上端に着脱自在に取り付けられると共に、掘り込み部70に取り付けられて、掘り込み部70を塞ぐ形態になっている。掘り込み部70を塞いだ板部材71によって形成される床面は、豊敷き部分35の床面との間で略面一に連なり、フラットな高床11aを形成する。三個の箱部材73を掘り込み部70内に納めて、板部材71で掘り込み部70を塞ぐことによって座卓39の収納状態が形成される。

(座卓の第1の実施形態)

【0061】

座卓39は、上述の三個の箱部材73と、二枚の板部材71とによって形成される。三個の箱部材73は、掘り込み部70内で立てられ、箱部材73の上端に二枚の板部材71が架け渡されて座卓39の使用状態が形成される。

【0062】

10

20

30

40

50

二枚の板部材 7 1 は、板厚及び奥行は等しいが、長さが異なる。二枚の板部材 7 1 を縦に組み合わせた状態での長手方向の寸法は、掘り込み部 7 0 の長さ寸法に対応しており、二枚の板部材 7 1 を縦に並べて掘り込み部 7 0 の上端に取り付けることで、掘り込み部 7 0 は完全に塞がれる。板部材 7 1 の長手方向の端部には、持ち上げ用の把手と各種コードやケーブル類 C b などが通される通線部を兼ねた穴 7 1 a が穿設されている。なお、座卓 3 9 の使用状態または収納状態において、板部材 7 1 の穴 7 1 a を通線部として使用しない場合には、着脱自在な蓋部材で穴 7 1 a を塞ぐようにしてもよい。

【 0 0 6 3 】

図 1 2 に示されるように、箱部材 7 3 は、略長方体形状であり、掘り込み部 7 0 の奥行 L 1 ( 図 9 参照 ) に対応した奥行寸法 L a と、掘り込み部 7 0 の深さ L 2 よりも短い幅寸法 L b と、掘り込み部 7 0 の底から座卓面 3 9 a までの距離 L 3 ( 図 1 1 ( b ) 参照 ) に対応した高さ寸法 L c とを有するように製作されている。

10

【 0 0 6 4 】

箱部材 7 3 の奥行寸法 L a は、箱部材 7 3 を横倒しにして掘り込み部 7 0 に収納した際に掘り込み部 7 0 の長手方向に直交する側における寸法である。また、掘り込み部 7 0 の奥行 L 1 に対応した箱部材 7 3 の奥行寸法 L a とは、掘り込み部 7 0 の奥行 L 1 よりも若干小さくて掘り込み部 7 0 内に挿入可能な寸法である。

【 0 0 6 5 】

箱部材 7 3 の幅寸法 L b は、箱部材 7 3 を横倒しにして掘り込み部 7 0 に収納した際の高さ方向の寸法である。また、掘り込み部 7 0 の深さ L 2 とは、基礎床 1 1 b から板部材掛止部 2 2 a までの高さを意味する。箱部材 7 3 の奥行寸法 L b が掘り込み部 7 0 の奥行 L 1 よりも小さく、箱部材 7 3 の幅寸法 L b が掘り込み部 7 0 の深さ L 2 よりも小さいので、箱部材 7 3 を横倒しにすると、箱部材 7 3 は掘り込み部 7 0 の内部に完全に収まる。

20

【 0 0 6 6 】

箱部材 7 3 の高さ寸法 L c は、箱部材 7 3 を掘り込み部 7 0 の基準床 1 1 b 上に起立させた際の高さ寸法であり、掘り込み部 7 0 の深さ L 2、板部材 7 1 の板厚及び高床 1 1 a の床面から座卓面 3 9 a までの距離を合計した長さに相当する。

【 0 0 6 7 】

箱部材 7 3 は、座卓 3 9 の使用状態において板部材 7 1 が載置される上面を構成する天板 7 3 a と、底面を構成する地板 7 3 b と、天板 7 3 a と地板 7 3 b との間に配置される中間板 7 3 c と、天板 7 3 a、地板 7 3 b 及び中間板 7 3 c を側面から支持する一对の側板 7 3 d と、を備えて構成されている。

30

【 0 0 6 8 】

箱部材 7 3 は、座卓 3 9 の使用状態において掘り込み部 7 0 の長手方向を向く一对の側面部 7 5 を有し、一对の側面部 7 5 は一对の側板 7 3 d によって形成されている。さらに、箱部材 7 3 は、座卓 3 9 の使用状態において長手方向に直交する方向を向き、且つ、掘り込み部 7 0 に足を差し入れて着座する利用者 P 側の前面部 7 6 と、前面部 7 6 に対して反対側となる後面部 7 7 と、を有する。

【 0 0 6 9 】

座卓 3 9 の使用状態において、箱部材 7 3 は、前面部 7 6 及び後面部 7 7 のうち、中間板 7 3 c よりも上方の領域及び下方の領域が開放されており、側面部 7 5 は閉塞されている。なお、前面部 7 6 及び後面部 7 7 のうち、中間板 7 3 c よりも下方の領域を閉塞するようにしてもよいし、また、中間板 7 3 c よりも上方の領域において側面部 7 5 を開放するようにしてもよい。

40

【 0 0 7 0 】

天板 7 3 a には、円柱状の複数の凸部 7 3 g が設けられており、板部材 7 1 の裏面には、起立した箱部材 7 3 の配置に対応して凸部 7 3 g に嵌合する複数本の溝部 7 1 b が形成されている ( 図 1 1 参照 ) 。板部材 7 1 は、溝部 7 1 b が箱部材 7 3 の凸部 7 3 g に嵌合することによってズレが防止され、所定位置に保持される。また、天板 7 3 a には、板部材 7 1 の穴 7 1 a に対応して各種コードやケーブル類 C b が通される通線用の穴 7 3 j が

50

穿設されている。

【 0 0 7 1 】

一对の側板 7 3 d には、それぞれの四角に突起 7 3 h が設けられており、板部材 7 1 には、横倒しにされた箱部材 7 3 の配置に対応して突起 7 3 h に嵌合する複数本の溝部 7 1 c が形成されている（図 1 0 参照）。板部材 7 1 は、溝部 7 1 c が箱部材 7 3 の突起 7 3 h に嵌合して、掘り込み部 7 0 内での箱部材 7 3 のズレを防止する。

【 0 0 7 2 】

箱部材 7 3 は、掘り込み部 7 0 の両端の二カ所と中間部との計三カ所に起立状態で設置される。掘り込み部 7 0 の中間部は、二枚の板部材 7 1 同士が接続される位置である。三個の箱部材 7 3 が所定位置で起立され、さらに箱部材 7 3 の上面、すなわち天板 7 3 a の上に板部材 7 1 が載置されて、使用状態の座卓 3 9 が構成される。なお、外周壁 1 には、掘り込み部 7 0 の両端に起立状態で配置された箱部材 7 3 の裏側となる位置にコンセント 1 a が設けられている。板部材 7 1 の穴 7 1 a 及び箱部材 7 3 の穴 7 3 j を通された各種コードやケーブル類 C b のプラグは、コンセント 1 a に差し込まれ、パソコンや蛍光灯スタンドなどを駆動するための電力の供給を受ける。

【 0 0 7 3 】

また、箱部材 7 3 を起立させて座卓 3 9 の脚部として用いた使用状態において、中間板 7 3 c の高さは、高床 1 1 a の床面に対応した高さ、すなわち、中間板 7 3 c の上端面の高さが高床 1 1 a の床面にほぼ一致する高さとなるように設定されている。従って、座卓 3 9 の使用状態において、箱部材 7 3 の中間板 7 3 c より上方の領域は、文房具や玩具、または書籍などの物品を利用者 P が着座する側（前面部側）から出し入れ可能に収納できる収納部として有効活用できる。なお、中間板 7 3 c より上方の領域において側面部 7 5 が開放されていても同様の効果を奏する。

【 0 0 7 4 】

なお、座卓 3 9 は、居間・食堂 9 と対向する東側の外周壁 1 に沿って設けられており、利用者 P は、外周壁 1 に壁面に向かって着座できる構成になっているが、出入りの支障のない様に他の壁（南側の外周壁 1 や北側の間仕切壁 3 3 ）に沿って設けてもよい。

（座卓の第 2 の実施形態）

【 0 0 7 5 】

図 1 3 及び図 1 4 を参照して第 2 の実施形態に係る座卓を説明する。本実施形態に係る座卓 4 0 は、第 1 の実施形態に係る座卓 3 9 に比較して、座卓 4 0 の脚部を構成する箱部材 7 9 が相違する。なお、従って、箱部材 7 9 を中心にして説明し、その他の構成については同一の符号を用いて説明を省略する。

【 0 0 7 6 】

箱部材 7 9 は、座卓 4 0 の使用状態において板部材 7 1 が載置される上面を構成する天板 7 9 a と、底面を構成する地板 7 9 b と、天板 7 3 a と地板 7 9 b との間に配置される中間板 7 9 c と、を備える。また、箱部材 7 9 は、前面部 7 6 側及び後面部 7 7 側に配置されて地板 7 9 b と中間板 7 9 c とを支持する下部前面板 7 9 d 及び下部後面板 7 9 e を備える。さらに、箱部材 7 9 は、側面部 7 5 側に配置されて地板 7 9 b と中間板 7 9 c とを支持する一对の上部側板 7 9 f を備える。

【 0 0 7 7 】

箱部材 7 9 の場合、座卓 4 0 の使用状態において掘り込み部 7 0 の長手方向を向く一对の側面部 7 5 のうち、中間板 7 9 c よりも下方の領域が開放されている。また、中間板 7 9 c よりも上方の領域では、上述の形態同様に、前面部 7 6 及び後面部 7 7 が開放されている。

【 0 0 7 8 】

座卓 4 0 は、座卓 4 0 の使用状態において中間板 7 9 c よりも下方の領域において、側面部 7 5 が開放されているため、中間板 7 9 c より下方の領域を側面部 7 5 から使用する収納部として有効活用できる。

[ 座卓の作用、効果 ]

10

20

30

40

50

## 【 0 0 7 9 】

上述の座卓 3 9 , 4 0 では、掘り込み部 7 0 内で複数の箱部材 7 3 , 7 9 を起立させ、複数の箱部材 7 3 , 7 9 の上端に板部材 7 1 を架け渡すことで座卓 3 9 , 4 0 の使用状態を形成できる。また、複数の箱部材 7 3 , 7 9 を横倒しにして掘り込み部 7 0 内に収納し、板部材 7 1 で掘り込み部 7 0 を塞ぐことで座卓 3 9 , 4 0 の収納状態を形成できる。その結果として、特に複雑な機構を有することなく、簡便な構成で使用状態から収納状態に簡単に变化させることができる。

## 【 0 0 8 0 】

さらに、板部材 7 1 には、持ち上げ用の把手と各種コードやケーブル類 C b などが通される通線部を兼ねた穴 7 1 a が穿設されており、箱部材 7 3 , 7 9 にも対応する穴 7 3 j が設けられている。従って、座卓 3 9 , 4 0 の収納状態から座卓 3 9 , 4 0 の使用状態に移行する際の板部材 7 1 の持ち上げ作業が容易となり、座卓 3 9 , 4 0 の使用状態においてもパソコン等の各種コードやケーブル類 C b の通線が行いやすい。

## 【 0 0 8 1 】

なお、第 1 及び第 2 の実施形態に係る座卓 3 9 , 4 0 では、三個の箱部材 7 3 , 7 9 と二枚の板部材 7 1 とによって構成されたが、板部材や箱部材の数は上記の態様に限定されない。例えば、板部材の数に対しひとつ多い数の箱部材を用意して、中間部の箱部材では二枚の板部材を支持し、両端の箱部材では両端の板部材の端部側を支持するように構成すればよい。また、板部材を分割しないで箱部材を跨ぐ（板部材の中間部を箱部材で支持する）ように構成してもよい。また、本実施形態に係る掘り込み部 7 0 では、高床 1 1 a に平面視で一直線状に形成された矩形状を例に縦長形状を説明しているが、縦長形状としては、例えば、L 字状、U 字状等多様な形状であってもよい。

## [ ロッカーの詳細 ]

## 【 0 0 8 2 】

上述のように、ロッカールーム 1 5 ( 図 1 参照 ) には、北側の外周壁 1 に沿って共用ロッカー 4 9 が備え付けられ、さらに、共用ロッカー 4 9 の隣りに家族の人数に対応した数の個人用ロッカー 5 1 が備え付けられている。

## 【 0 0 8 3 】

図 1 5 ~ 図 1 7 に示されるように、共用ロッカー 4 9 は、縦割り、すなわち、縦の長い矩形のロッカーボディ 4 9 a からなり、ロッカーボディ 4 9 a には、片開きの前面扉 4 9 b が取り付けられている。共用ロッカー 4 9 は、玄関 3 に最も近い側で、床が土間となっている位置に配置されており、クリーニングに出す衣類、クリーニング後の衣類、宅配業者から受け取った大型荷物、買い物用カートなどの収納に適している。

## 【 0 0 8 4 】

複数の個人用ロッカー 5 1 は縦割り、すなわち、縦に長い矩形のロッカーボディ ( 筐体 ) 5 1 a を備え、横に並んで配置されている。さらに、個人用ロッカー 5 1 のロッカーボディ 5 1 a には、片開きの前面扉 5 1 b がヒンジ部を介して開閉自在に取り付けられている。個人用ロッカー 5 1 は、コート、防寒具、雨具、お稽古道具、バッグ類、屋外での運動用具や遊び道具、鍵等の外出時に身に付ける、あるいは携帯するものや、スリッパ等の帰宅後に使用するものなどの収納を目的としたものである。個人用ロッカー 5 1 は、同一の寸法、形状を有しているが、前面扉 5 1 b には、それぞれ異なる色が彩色されており、誰のロッカーであるかがひと目で認識できるような工夫が施されている。

## 【 0 0 8 5 】

個人用ロッカー 5 1 の前面扉には、フックを介して掛止されたり、または、ねじ止めされたりして高さ調節可能に設置される伝言板 5 1 c が設けられている。伝言板 5 1 c は、マーカーで文字が書け、磁石等を用いてメモを貼り付けることができるボードからなり、例えば、個人用ロッカー 5 1 を利用者の背丈に応じて高さを変更することが可能である。

## 【 0 0 8 6 】

個人用ロッカー 5 1 の内部には、平板からなる棚 8 1、平板の下面にハンガーパイプが取り付けられたハンガーパイプ付棚 8 3 などが取り付けられている。個人用ロッカー 5 1

10

20

30

40

50

の奥側の内面には、棚 8 1 やハンガーパイプ付棚 8 3 など高さを調節可能に支持するためのレール状の支持部材 5 1 d が上下方向に沿って延在すべく固定されている。支持部材 5 1 d には、棚やハンガーパイプ付棚フックなどを下から支えるブラケット部材を引っ掛けて固定するための複数の係止穴 5 1 e が形成されており、係止穴 5 1 e にブラケット部材 5 1 f を引っ掛けて固定し、さらに、左右一对のブラケット部材 5 1 f の上に棚 8 1 やハンガーパイプ付棚 8 3 を載置して棚 8 1 やハンガーパイプ付棚 8 3 を固定する。棚 8 1 やハンガーパイプ付棚 8 3 はブラケット部材 5 1 f から取り外すことができ、さらに、ブラケット部材 5 1 f は支持部材 5 1 d の長手方向に沿って適宜に固定位置を変更できる。その結果として、棚 8 1 やハンガーパイプ付棚 8 3 は、個人用ロッカー 5 1 の内部で着脱自在及び高さ変更可能な構成になっている。さらに、新たなブラケット部材 5 1 f や棚 8 1 またはハンガーパイプ付棚 8 3 を容易することで、適宜に追加設置が可能である。

10

#### 【 0 0 8 7 】

個人用ロッカー 5 1 の前面扉の裏面側には、上下方向に長いメッシュパネル 5 1 j が固定されている。メッシュパネルには、フック部 8 5 a , 8 7 a を介してメッシュパネルに掛止されるスリッパラック 8 5 や網棚 8 7 等が取り付けられている。スリッパラック 8 5 や網棚 8 7 等は、メッシュパネル 5 1 j に対して着脱自在であり、さらに、メッシュパネル 5 1 j の長手方向に沿って掛止位置を変更することによって、適宜に高さ変更可能な構成になっている。上述の棚 8 1 やハンガーパイプ付棚 8 3 、またはスリッパラック 8 5 や網棚 8 7 等は、収納補助部材に相当する。これらの収納補助部材は、各個人ロッカー 5 1 共通の仕様、規格を有しており、取り外して他の個人用ロッカー 5 1 に使用することが可能である。

20

#### [ 個人用ロッカーの作用・効果 ]

#### 【 0 0 8 8 】

個人用ロッカー 5 1 は縦割りの構成であり、さらに横に並んで配置されているので、家族同士の整理整頓状態の比較が容易にでき、改善の動機付けを行い易い。さらに、ロッカーを横割りにして上下に並ぶように配置した場合には、背丈の異なる家族、例えば、背の高い父親と背の低い小学生の子供とでは、ロッカーを同じように利用することは難しくなり、低い位置に配置したロッカーを優先的に背の低い子供専用にする必要が生じてしまうが、縦割りにすることで、背丈に関係なく、専用のロッカーを自由に選択して利用することが可能になる。

30

#### 【 0 0 8 9 】

また、個人用ロッカー 5 1 の内部に取り付けられる棚 8 1 、ハンガーパイプ付棚 8 3 、スリッパラック 8 5 または網棚 8 7 等の収納補助部材は、着脱及び高さ変更自在なので、個人用ロッカー 5 1 それぞれの利用者の身長や収納物に応じてレイアウト変更することが容易であり、収納の難しさに起因する整理整頓の不徹底を防止することができる。

#### 【 0 0 9 0 】

さらに、個人用ロッカー 5 1 は、開閉自在な前面扉 5 1 b を有し、前面扉 5 1 b には、高さ変更自在な伝言板 5 1 c が設けられている。個人用ロッカー 5 1 を使用する家族の身長に対応させて伝言板 5 1 c の高さを調整することができ、その伝言板 5 1 c を利用して整理整頓に関する注意事項や指摘事項を伝言することによって、接点が持ちにくい家族に対して的確に指導することができる。

40

#### [ 衝立家具の詳細 ]

#### 【 0 0 9 1 】

上述のように、居間・食堂 9 と床上げコーナー 1 1 との境界には衝立家具 2 9 が設置されている。本実施形態では、居間・食堂 9 または床上げコーナー 1 1 での使用に適した形態にするために、二つの衝立家具 2 9 を並べて配置している。二つの衝立家具 2 9 は高さが 1 1 5 0 mm、幅が凡そ 1 0 8 0 mm、奥行が 3 5 0 mm の移動可能な家具である。

#### 【 0 0 9 2 】

図 3 及び図 4 に示されるように、衝立家具 2 9 は、二枚の起立板 2 9 a と四枚の水平板 2 9 b とを格子状に組み合わせて 3 段 3 列のグリッドを構成し、最下段と中間の段のグリ

50

ッドには背板 2 9 c を嵌め込み、最上段のグリッドには背板を嵌め込まず両側から使用可能なオープンな棚としている。

【 0 0 9 3 】

衝立家具 2 9 は、背板を床上げコーナー 1 1 側に向けて標準床 F L 上に設置されている。衝立家具 2 9 の二段目の水平板 2 9 b の高さは高床 1 1 a に一致し、3 段目の水平板 2 9 b の高さは食卓テーブル 2 7 a より若干高い位置となる。背板 2 9 c を床上げコーナー 1 1 側に向けて衝立家具 2 9 を設置することで、最下段及び中間の段は居間・食堂 9 側が開放するため、居間・食堂 9 側から使用できる。また、最上段には、背板が設けられていないので、居間・食堂 9 側及び床上げコーナー 1 1 の両方の側からフレキシブルに使用でき、書籍、フォトスタンド、小物等を置くことによって視線を遮ることもできる。

10

【 0 0 9 4 】

衝立家具 2 9 の高さは、居間・食堂 9 と床上げコーナー 1 1 との境界の高床 1 1 a 側に置いた状態で、視線を適度に遮断する高さである。この視線を適度に遮断する高さとは、例えば、居間・食堂 9 側から床上げコーナー 1 1 を見た場合に高床 1 1 a に直に座った人物（標準的な成人男性）が見えない程度であり、この高さは高床 1 1 a に置いて使用する場合にも支障がないものである。また、衝立家具 2 9 の幅寸法は、2 つの衝立家具 2 9 を南側の外周壁 1 寄りに一直線状に配置された状態でも、北側（台所 1 3 側）よりの出入り部分からの出入りを妨げない寸法であり、本実施形態では、凡そ 7 6 0 m m の通路幅が確保される。

【 0 0 9 5 】

なお、衝立家具 2 9 b は、背板が全くないオープンな構成や、全てのグリッドに背板を嵌め込んだ構成や、中間の段のみ背板を嵌め込み最下段と最上段には背板を嵌め込まない構成や、背板を千鳥にはめ込む構成等、様々に配置とすることもできる。

20

【 0 0 9 6 】

以上の住宅 A に係る床上げコーナー 1 1 では、限られた空間の中で、子供の成長や生活の場面に応じて座卓 3 9 の状態や、衝立家具 2 9 のレイアウトを変化させることによって、フレキシブルに対応することができる。

【 0 0 9 7 】

例えば、乳幼児期の子供を有し家事の最中に床上げコーナー 1 1 で子供を寝かせる場合や床上げコーナー 1 1 に客を宿泊させる場合は、座卓 3 9 を収納状態とする。この状態では布団を敷くのに十分な凡そ 3 . 3 畳の床面が確保することができる。

30

【 0 0 9 8 】

また、大人数で居間・食堂 9 のテーブル 1 2 a を囲みたい場合には、衝立家具 2 9 の一方または両方を移動させて、床上げコーナー 1 1 に腰を掛けてテーブル 1 2 a を囲むように構成することが可能であり、更に、テーブル 1 2 a と連続するように床上げコーナー 1 1 に補助的な座卓 3 9 を置くことでより大人数で卓を囲むことができる。

【 0 0 9 9 】

また、就学期の子供を有する場合は、座卓 3 9 を使用状態として、学習コーナーを構成することができる。この場合、居間・食堂 9 側に向かず着座するので学習に集中することができ、収納部も充分確保されているので整理整頓しやすい。また、十分な幅寸法を有するので親や兄弟が横並びに座って子供に指導することができる。

40

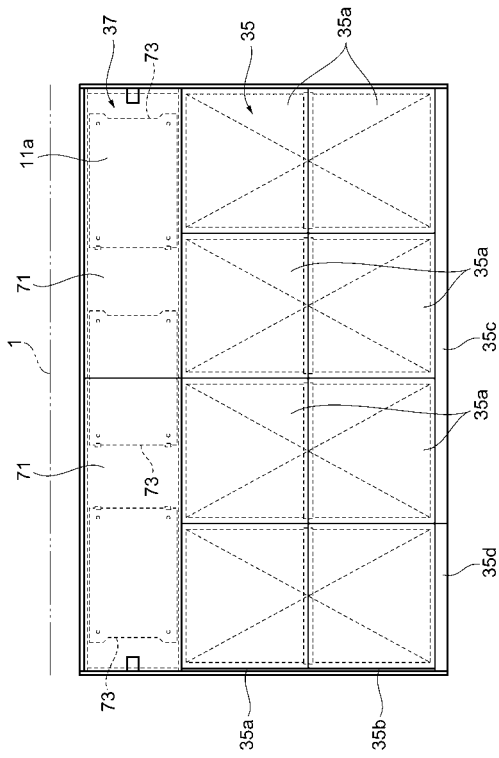
【 符号の説明 】

【 0 1 0 0 】

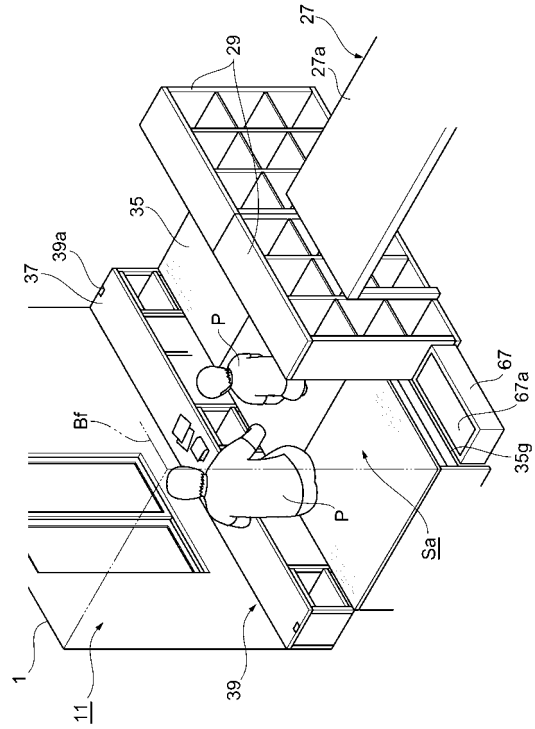
9 ... 居間・食堂（居室空間）、1 1 ... 床上げコーナー（床上げ空間）、1 3 ... 台所、2 3 a , 2 7 a ... テーブル、2 3 b , 2 7 b ... 椅子、3 1 ... キッチンセット、3 1 a ... シンク、S a ... 開放領域、B f ... 境界面、2 9 ... 衝立家具（衝立）、3 9 , 4 0 ... 座卓、A ... 住宅。



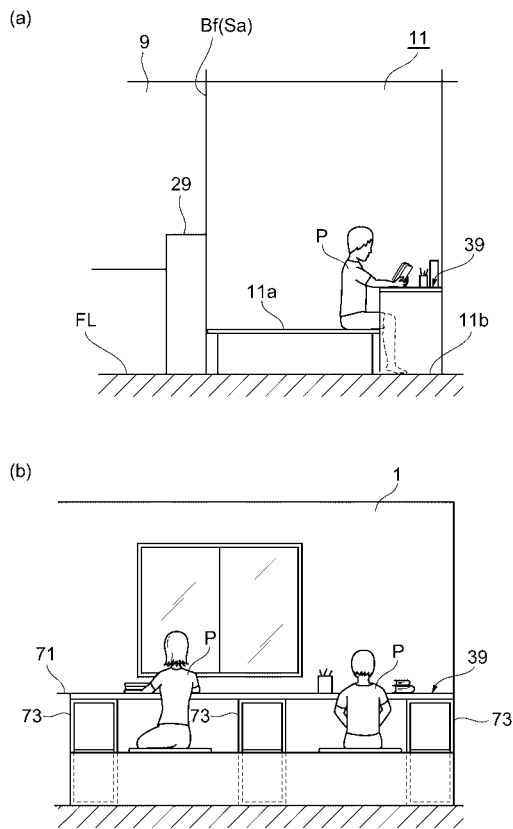
【図5】



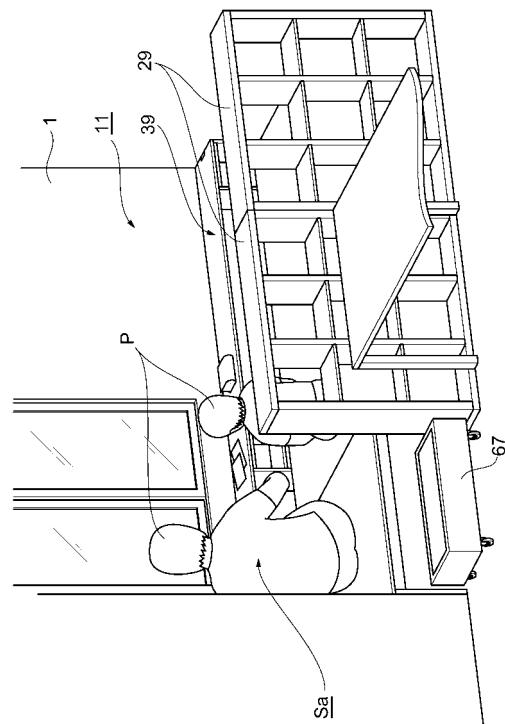
【図6】



【図7】



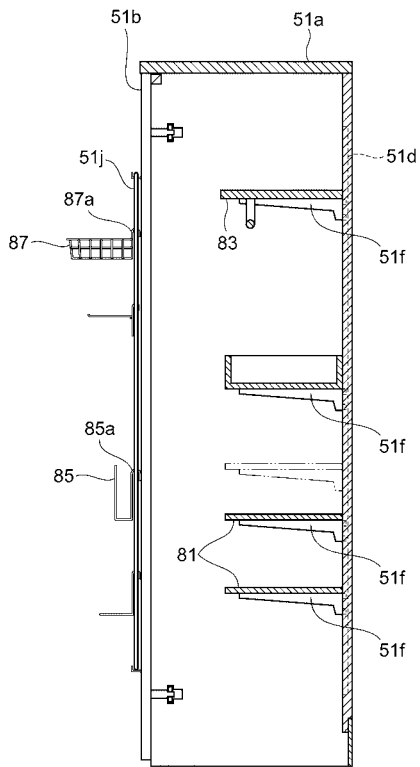
【図8】







【図 17】



---

フロントページの続き

審査官 新井 夕起子

(56)参考文献 特開平08-035340(JP,A)  
特開2000-073511(JP,A)  
登録実用新案第3140203(JP,U)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)  
E04H 1/02 - 1/04